

令和3年度岡山県地域集積協力金交付事業の推進方針

令和3年6月22日

岡山県農林水産部農村振興課

1 趣旨

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）別記2-1の第10の4の規定により、推進方針を定める。

2 基本方針

本県では、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、JA、土地改良区、県等の関係機関が集まる市町村農地集積推進チームを市町村ごとに設け、関係機関相互の情報共有を緊密に行うとともに、重点的に活動するモデル地区の選定や農地利用最適化推進委員等の活動強化を図ることにより、担い手への農地集積を効率的・効果的に推進することとしている。

この推進体制を基盤とし、地域集積協力金交付事業の活用推進により、人・農地プランの実質化を核とした、地域農業の将来像を描くための話し合いを活性化させることで、農地中間管理事業による担い手への農地集積・集約化を進める。

3 推進のポイント

（1）モデル地区での重点的活用促進

市町村農地集積推進チームが重点的に活動するモデル地区において、農地集積・集約化を進めるきっかけとして積極的に活用する。

（2）中山間地域における活用

「中山間地域」においては、機構の活用率が「一般地域」より低い割合から交付の対象となる点を生かし、これまで活用を見合わせていた地域等に働きかけを行い、新たに掘り起こした地域をモデル地区に指定し、重点的に話し合いの支援を行う。

（3）基盤整備事業検討地区等における活用

地域集積協力金は、基盤整備事業の受益者負担の補填など、地域農業の発展を図る観点から活用できる点を生かし、基盤整備を検討している地域や、集落営農の組織化・法人化を検討している地区をモデル地区に指定し、重点的に話し合いの支援を行う。